

自治基本条例の推進に向けた取組について

平成25年4月1日に施行した自治基本条例は、市民の皆さんが主役になってまちづくりを進めるための基本的な考え方やルールを定めたものです。

市は、自治基本条例を推進するために、様々な取組をしています。

1 西脇市まちづくり推進審議会の設置

自治基本条例の基本原則である、「参画と協働」による市政推進に必要なまちづくり施策について調査審議するため、平成26年4月に「まちづくり推進審議会」を設置しました。

(1) 審議会の構成（平成29年3月1日現在）

区 分	人数
学識委員	1
各種団体 まちづくり協議会、区長会、人権団体、男女共同 参画、青年会議所、民間企業、ボランティア団体	8
公 募	2
西脇市自治基本条例検討委員会委員	3

(2) 審議会の所掌事務

- ア 参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること。
- イ まちづくり活動の審査及び支援制度に関すること。
- ウ その他参画と協働の推進に関し市長が必要と認める事項

(3) 任期 2年

(4) 審議状況

ア 平成28年度の諮問事項

- ① 地域自治協議会の組織の認定方法等について
- ② 西脇市地区まちづくり実践補助事業及び西脇市市民提案型まちづくり事業の審査
審議会に「まちづくり活動審査部会」を設置し審査
※ 部会での審査結果を審議会の決定として答申

イ 平成28年度の答申

- ① 地域自治協議会の認定方法については、市へ届け出ること

により設立できるものとします。

- ② 地区まちづくり実践補助事業 9 団体 (8,390 千円※)
 - 市民提案型まちづくり事業 8 団体 (2,110 千円※)
- ※各金額は交付申請額

ウ 開催状況

- ① 審議会 2 回
- ② まちづくり活動補助金審査部会 3 回

2 庁内推進体制の確立

条例の適正な運用を図り実効性を高めるため、平成26年4月、市役所の内部組織として自治基本条例推進本部を設置しました。

(1) 所掌事務

- ア 自治基本条例の適正な運用に関すること
- イ 条例の見直しに関すること
- ウ その他条例の推進に係る重要事項に関すること

(2) 構成

- ア 推進本部
市長、副市長、教育長、技監、部長級12名で構成
- イ 幹事会
都市経営部長、各部総務課長等13名で構成

(3) 平成28年度の検討状況

- ア 具体的検討事項
 - ① 審議会等の会議の公開及び会議に公表に関する指針、審議会等の委員の公募に関する指針の運用について
 - ② 「地域自治協議会」のあり方及び制度設計について
- イ 開催状況
 - ① 平成26年度 本部会議 1 回、幹事会 2 回
 - ② 平成27年度 幹事会 2 回
 - ③ 平成28年度 本部会議 2 回

3 地域自治協議会の設立について

条例第14条に「地域自治協議会」について定めています。

少子高齢化、人口減少が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

地域自治協議会は、市内の8地区において区長会を中心に各種団

体や個人、法人が構成員となって、民主的な運営により、地区の活性化や地区の課題解決に向けて取り組む組織です。

平成29年度から、比延地区と黒田庄地区が地域自治協議会のモデル事業を実施します。「地区からのまちづくり」として、地区計画をまちづくり団体が自ら策定・実践してきた実績を生かし、各地区に適した地域自治協議会の事業モデルを確立することを目的としており、市は人的・財政的な支援を行います。

モデル事業の効果を検証しながら、本格実施に向けた制度設計等について、引き続き「まちづくり推進審議会」で検討するとともに、地域自治協議会をより強力に推進するため条例の制定にも取り組みます。